

総社市立学校職員服務規程（平成17年総社市教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

平成30年2月16日

総社市教育委員会教育長 山中 榮 輔

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>介護休暇、介護時間及び子育て支援時間</u>)</p> <p>第8条 職員が介護休暇を受けようとするときは、その休暇が始まる前日から起算して1週間前の日までに<u>介護休暇指定期間申出書</u>により校長（校長にあっては、教育委員会）に<u>指定期間の指定を申出し、介護休暇の承認の申請は、指定期間の指定後において、介護休暇承認申請書により申請しなければならない。この場合において、指定期間の延長又は短縮を希望する職員は、介護休暇指定期間延長・短縮申出書により申出するものとする。</u></p> <p>2 職員は、前項に規定する介護休暇の期間が満了したとき、又は介護休暇の期間中において介護休暇を受ける必要がなくなったときは、直ちに<u>介護休暇終了届</u>を校長（校長にあっては、教育委員会）に提出しなければならない。</p> <p>3 <u>職員が介護時間の承認を受けようとするときは、その期間が始まる前日から起算して1週間前の日までに介護時間承認申請書により校長（校長にあっては、教育委員会）に申請し、承認を受けなければならない。</u></p> <p>4 職員は、前項に規定する介護時間の期間が満了したとき、又は介護時間の期間中において介護時間を受ける必要がなくなったときは、直ちに介護</p>	<p>(介護休暇)</p> <p>第8条 職員が介護休暇を受けようとするときは、その休暇が始まる前日から起算して1週間前の日までに別に定める<u>介護休暇申請書</u>により校長（校長にあっては、教育委員会）に<u>申請し、承認を受けなければならない。</u></p> <p>2 職員は、前項に規定する介護休暇の期間が満了したとき、又は介護休暇の期間中において介護休暇を受ける必要がなくなったときは、直ちに<u>職務復帰届</u>を提出しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p><u>時間終了届を校長（校長にあっては、教育委員会）に提出しなければならない。</u></p> <p>5 <u>職員が子育て支援時間の承認を受けようとするときは、その期間が始まる前日から起算して1月前の日までに子育て支援時間承認申請書により校長（校長にあっては、教育委員会）に申請し、承認を受けなければならない。</u></p> <p>6 <u>職員は、養育状況に変更があったときは、直ちに養育状況変更届を、前項に規定する子育て支援時間の期間が満了したとき、又は子育て支援時間の期間中において子育て支援時間を受ける必要がなくなったときは、直ちに子育て支援時間終了届を校長（校長にあっては、教育委員会）に提出しなければならない。</u></p> <p>7 <u>校長は、指定期間の指定並びに介護休暇、介護時間及び子育て支援時間の承認に当たり、その事由を確認する必要があるときは、当該申出又は申請をした職員に対して、証明書等の提出を求めることができる。</u> （長期の休暇）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 校長は、職員が第5条から第7条までに規定する休暇を引き続いて20日以上（校長については7日以上）受けることとなった場合、及び前条に規定する介護休暇、<u>介護時間及び子育て支援時間を承認した場合は、別に定める様式により、速やかに教育委員会に届け出なければならない。</u></p>	<p>（長期の休暇）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 校長は、職員が第5条から第7条までに規定する休暇を引き続いて20日以上（校長については7日以上）受けることとなった場合、及び前条に規定する介護休暇を承認した場合は、別に定める様式により、速やかに教育委員会に届け出なければならない。</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。